



令和6年度 東松山市放課後児童クラブ入所のご案内

放課後児童クラブでは、保護者が就労・病気・介護などのために、放課後、家庭内で保育ができない児童をお預かりいたします。

| 名 称 | 所 在 地 | 定 員 | 電話番号 | 最寄の小学校 |
|--------------|----------------------|------|---------|---------|
| きらめきクラブまつに | 東平555-3 | 80名 | 23-1361 | 松山第二小学校 |
| きらめきクラブからこ | 新郷8-2 | 70名 | 23-1325 | 唐子小学校 |
| きらめきクラブいちのかわ | 市ノ川132-4 | 80名 | 21-6480 | 市の川小学校 |
| きらめきクラブたかさか | 高坂1138 | 130名 | 31-2360 | 高坂小学校 |
| きらめきクラブしんめい | 御茶山町7-2 | 80名 | 24-3346 | 新明小学校 |
| きらめきクラブのもと | 下野本650-2 (野本小学校内) | 28名 | 81-7104 | 野本小学校 |
| きらめきクラブさくらやま | 桜山台5 (桜山小学校内) | 19名 | 81-5302 | 桜山小学校 |

※きらめきクラブまつに、からこ、いちのかわ、たかさか、しんめいは、入所決定後、支援の単位（クラスのようなもの）に分かれての保育となります。

※きらめきクラブは、指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス㈱）による運営となります。

保育時間

- ① 学校の授業日 学校の放課後から午後7時まで
- ② 学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで（但し、休所日は除く）

開設時間

- ① 学校の授業日 午前10時から午後7時まで
- ② 学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで



休所日

- 日曜日
- 国民の祝日
- 年末年始（12月29日～1月3日）

保 育 料

- 児童1人につき月額10,000円です。
- 1世帯2人以上入所の場合、1人目は10,000円、2人目以降は5,000円となります。
- 半月の入所期間となる月の保育料は上記金額の半額になります。
- 保育料の納付は、口座振替又は納付書（コンビニ納付可）による納付となります。
口座振替を希望する場合は、金融機関にて指定の口座振替依頼書による手続きが必要です。口座振替日は、毎月末日（12月分のみ12月25日）です（土日・祝日の場合は翌営業日となります。）。
- 入所児童の保護者が生活保護を受けている場合や、令和5年度の市区町村民税が非課税である場合等については、申請に基づき減免になります。申請に関しては入所決定時にご案内いたします。

おやつ代

- 児童1人につき月額2,000円
- おやつ代は、きらめきクラブに直接お支払いいただきます。

入所申込受付（新規・継続）

郵便・FAX・電子メールによる申請受付はできません。

- 入所日は毎月2回、1日と16日です。
- 受付締切日 1日入所の場合 前月15日
16日入所の場合 前月末日
(土日・祝日に当たる場合は直前の開庁日までとなります。)
- 場 所 **保育課**（東松山市役所 総合会館2階）
- 対 象 ・きらめきクラブへの入所を希望する、東松山市立小学校に通う児童
・その他市長が必要と認めた児童
※就労により入所を希望される場合、週4日以上、1日4時間以上かつ午後3時以降の就労をしていることを原則といたします。
- 申込書類 (1)児童クラブ入所申請書（表面）、保育児童票（裏面）
(2)家庭状況届（兼調査票）
(3)家庭内で保育ができないことの証明書類・・・就労証明書、診断書等
※提出対象・・・児童の父母及び同住所地（世帯分離をしている場合を含む）にお住まいの64歳以下（令和6年4月1日時点）の祖父母
※保育ができない理由により書類が異なりますので、詳しくは4ページをご覧ください。
(4)窓口来庁者の本人確認書類（運転免許証等）

入所決定

- 入所の決定は申込順ではありません。保育の必要性が高い順に入所を決定いたします。
なお、記載内容に虚偽があった場合は入所を取り消すことがあります。
- 入所決定後、都合により入所を取り下げる場合、必ず保育課に届け出てください。届出をしていない場合、保育料を納付していただく場合があります。

申請取下げ

- 入所を希望しなくなった場合は、申請を取り下げる必要があります。必ず保育課に連絡してください。なお、年度中に再度入所を希望する場合は、新たに児童クラブ入所申込書等を提出していただきます。

退所受付

- 家庭での保育ができるようになった等の理由により、退所を希望する場合、必ず保育課に届け出てください。届出をしていない場合、入所が継続されているとみなし、保育料を納付していただく場合があります。
- 退所日は毎月2回、15日と末日です。
- 受付締切日 15日退所の場合 前月末日
末日退所の場合 当月15日
(土日・祝日に当たる場合は直前の開庁日までとなります。)
- 受付場所 **保育課** (郵送・FAX・電子メールによる受付はできません。)
※窓口来庁者の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

問合せ

- 東松山市役所 保育課 電話23-2221 (内線671~674)
- 以下の民営クラブは、直接各施設へお問い合わせください。

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 最寄の小学校 |
|-------------|----------------------|---------|------------|
| 第1竹の子クラブ | 松山町1-13-56 | 24-0792 | 市の川小学校 |
| 第2竹の子クラブ | | | |
| まつたけクラブ | 材木町10-12 | 22-0070 | 松山第一小学校 |
| 第1おどりクラブ | 石橋1566-1 | 23-4817 | 青鳥小学校 |
| 第2おどりクラブ | | | |
| ひまわりクラブ | 大谷3209-44 | 39-1943 | 大岡小学校 |
| 第1さくらやまクラブ | 田木670-4 | 35-2680 | 桜山小学校 |
| 第2さくらやまクラブ | 田木655-2 | 34-6580 | |
| 第1たんぼぼクラブ | 六軒町18-11 | 25-1030 | 新宿小学校 |
| 第2たんぼぼクラブ | 新宿町12-11 | 81-5435 | 新宿小学校 |
| 第1のもとクラブ | 下野本626-1 | 22-8019 | 野本小学校 |
| 第2のもとクラブ | | | |
| 放課後児童クラブこぼと | 本町2-3-12 松井ビル2階3階 | 25-3722 | 松山第一・新明小学校 |
| かるがも学童クラブ | 毛塚756-1 | 81-7922 | 高坂・桜山小学校 |

○家庭内で保育ができないことの証明書類

| 事由 | 内容 | 必要書類 |
|-----------------|---|---|
| 労働（内定、育児休業中を含む） | 原則として <u>週4日以上、1日4時間以上かつ午後3時以降の就労を常態とする場合</u> | （外勤の場合） 就労証明書 （自営業の場合） 就労証明書 自営業用就労状況申告書 自営業を営んでいることの証明（営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書の写し等） |
| 妊娠・出産 | 出産（予定）日前3か月、出産後2か月に該当する場合 | 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ） |
| 疾病・障害 | 保護者が病気、負傷、障害等により、児童の保育ができない場合 | 診断書 障害状況等申告書 障害者手帳の写し |
| 介護・看護 | 病気や障害を有する同居親族を介護・看護しなければならない場合 | 介護・看護状況申告書 対象者の診断書、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等 |
| 災害 | 地震や風水害又は火災などの災害の復旧に当たっている場合 | 罹災証明書 |
| 求職活動 | 求職活動を継続的に行っている場合 | 誓約書 |
| 就学・職業訓練 | 週4日・1日4時間以上かつ午後3時以降の就学、職業訓練を受けている場合 | 在学証明書 |

○その他の必要書類（該当者のみ）

| 事由 | 内容 | 必要書類 |
|----------------------|---------------------------|---------------------------------------|
| ひとり親世帯 | 父子・母子世帯（別居しており、離婚が成立している） | 児童扶養手当受給者証又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本等 |
| 離婚調停手続中 | 離婚調停中（同居している場合を除く） | 調停期日通知書の写し、事件係属証明書等 |
| 生活保護受給中 | 生活保護受給世帯 | 受給者証の写し |
| 同居者（申請児童含む）が障害者手帳を所有 | 同居者が障害者手帳を所有している場合 | 対象者の障害者手帳の写し |
| 特別児童扶養手当を受給 | 特別児童扶養手当を受給している場合 | 受給者証の写し |
| 転入予定 | 入所希望日前日までに転入する場合 | 土地の売買契約書と新築工事請負契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し |